



お問い合わせ・お申込み

社会福祉法人 三田市社会福祉協議会
さんだファミリーサポートセンター

〒669-1546

三田市弥生が丘1-1-2 サンフラワービル2F

三田市多世代交流館内 シニア・ユースひろば

TEL 079-559-8996

FAX 079-562-8424

メール famisapo@sanda-shakyo.or.jp

開所日時 火曜日～日曜日 9:30～17:30

(月曜日・祝日・12月28日～1月4日は休み)



◀メールはこちらから
 件名に会員番号と氏
 名をいれてください



◀HPはこちらから
 各様式がダウンロード
 できます

相互援助の手引き



さんだファミリーサポートセンター



当事業は三田市の委託を受けて、三田市社会福祉協議会が運営しています



相互援助活動…………… 2

ファミリーサポートセンターのしくみ… 3

援助が必要となったら…………… 4

報酬の基準…………… 5

報酬の計算方法…………… 6

会員の心得…………… 7

安全な活動のために…………… 8

補償保険制度について…………… 9



あなたの（依頼・協力）会員

会員番号	氏 名	電話番号	住 所
		() - () -	
Meno			
		() - () -	
Meno			
		() - () -	
Meno			
		() - () -	
Meno			
		() - () -	
Meno			

補償保険制度について

トラブル防止のため、会員になると自動的に「会員傷害保険」「賠償責任保険」「児童障害保険」の3つの保険に加入することになります。(会員負担はありません。)
くわしくは、アドバイザーにお問い合わせください。

会員傷害保険

保育サービスを提供する会員が、ファミリーサポートセンターの斡旋による保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と保育を受ける子ども宅や保育所等の往復途上(自宅との通常の経路)において傷害を被った時に補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	500万	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万~20万	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

賠償責任保険

保育サービスを提供する会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事由	補償額(限度額)	備考
対人・対物共通	2億円(1事故)	免責金額(自己負担額)なし
初期対応費用	1,000万円	

児童傷害保険

保育サービスを依頼する会員の子どもが、サービスを受けている間に事故を被った場合、保育サービス提供者の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	300万	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万~12万	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

相互援助活動

さんだファミリーサポートセンターとは、「子育ての応援をしてほしい」「子育ての応援をしたい」という人が、依頼、協力、両方のいずれかの会員に登録し、互いに助け合いながら地域のなかで育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。



会員の条件

- ◇依頼会員 市内在住または在勤、及び宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町在住の子どもが概ね0歳から小学6年までの保護者
- ◇協力会員 子どもの好きな人、自宅で子どもを預かることができる市内在住の方
- ◇両方会員 依頼会員と協力会員の両方を兼ねてできる方

援助できる内容

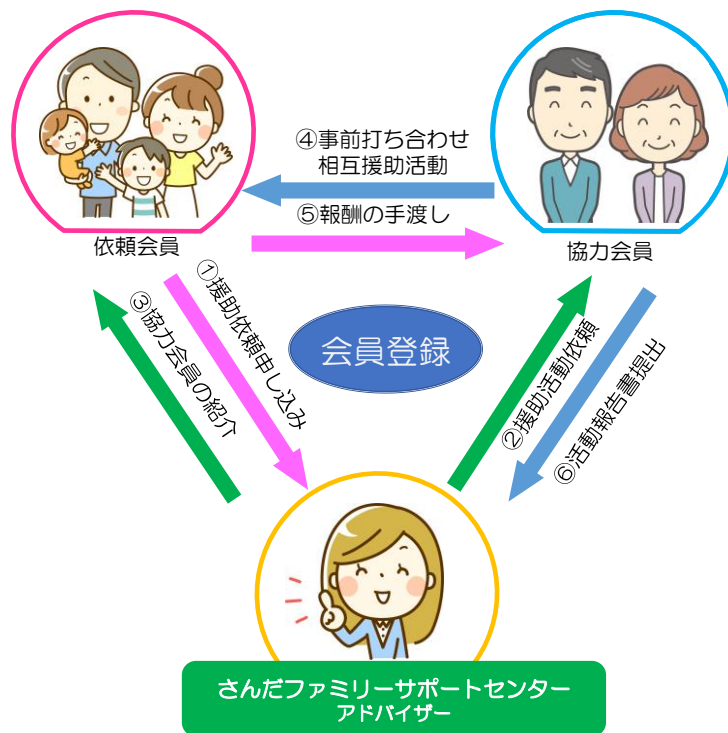
ファミリーサポートセンターで行う援助は、あくまでも一時的で短時間、軽易なものです。

- ◆保育施設の開始前・終了後の子どもの預かり
- ◆小学校の放課後、放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ◆子どもの習いごと等への送迎、援助
- ◆冠婚葬祭や買い物、学校行事の時などの子どもの預かり
- ◆その他、会員の育児に関して必要な援助

<注意事項>

1. 家事の援助、子どもの宿泊、病児保育はできません。
2. 子どもを預かる場合は原則として協力会員の自宅にて行います。短時間の公共の遊び場も可能です。依頼会員宅も可能ですが、大人のいない留守宅ではできません。
3. 子どもは大人より預かり、大人へ引き渡します。

ファミリーサポートセンターのしくみ



※両方会員は内容により、依頼・協力の両方を兼ねます

安全な活動のために

1) 大雪の時や、警報が発令された場合

- ①お互いに安全に注意して無理のない活動を心がけましょう。
- ②活動に危険を感じる気象や交通機関の運休・交通規制が予想される場合は、子どもの安全確保を最優先に考え、早めに会員間で連絡をとり合い、活動の中止も視野に入れた相談をしましょう。職場や家族にも協力いただけるよう日頃からお願しておきましょう。

2) 特別警報等の緊急時の場合

- ①発令が予想される場合は、活動は中止の方向で調整しましょう。
- ②活動前に特別警報発令の場合、活動は中止です。
- ③活動中に特別警報発令の場合は保護者へ連絡を行い、安全確保を最優先とした対応をとりましょう。安全な場所で待機、または避難場所へ避難等を検討しましょう。

いざ!という時のために

病気やケガが重篤な場合：119番へ通報

- ①まず依頼会員へ連絡して、指示を仰いでください。
- ②急を要する病気やケガの場合には救急車を呼びましょう。
- ③センターに連絡する。(閉所時は、緊急連絡先へ連絡する。)

※いざという時のためにも、講習会、安全講習に参加し、正しい応急手当てを身につけておきましょう。

報酬の基準

活動日		1時間当たりの報酬
月曜日から 金曜日まで	7:00~20:00	800円
	上記以外の時間	900円
軽度のけが、病気回復期の時		900円（時間外100円加算）
土曜日・日曜日・祝日		上記報酬額に100円加算

- ◇ 活動時間には、送迎などで協力会員が自宅から移動する場合は、自宅出発から帰宅する移動時間も含まれます。
- ◇ 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- ◇ 1時間を超える場合、30分以下は半額とし、30分を超えて1時間までの場合は1時間として計算します。
- ◇ きょうだいを預ける場合は、2人目から半額となります。
- ※ ひとり親家庭を対象に利用料を助成する制度があります。

〈実費負担について〉

交通費（公共交通機関・タクシー等）、自家用車を利用した場合はガソリン代、食事（ミルク）代、おやつ代等の活動にかかる費用については、依頼会員が実費を支払います。

〈取り消し（キャンセル）について〉

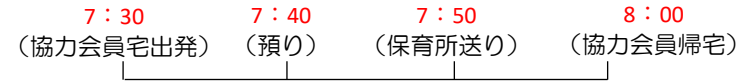
1. キャンセルの場合は依頼会員から協力会員とアドバイザーに速やかに連絡してください。
2. 次のように依頼会員がキャンセル料を支払ってください。

前日までの取り消し	無 料
当日の取り消し	報酬額の半額（上限800円）
無断取り消し	報酬額の全額

※自然災害などにより警報が発令され、支援が不可能となり、活動時間までに取り消しの連絡を受けた場合は無料です。

報酬の計算方法

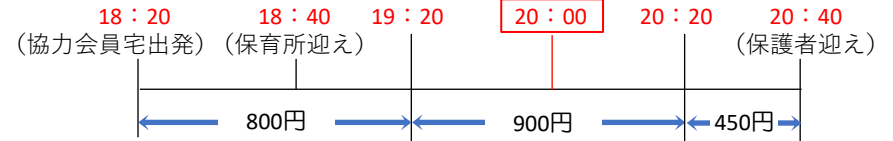
例- 1 朝7時30分自宅出発、7時40分に子どもを預り、保育所へ送った後、8時に自宅到着。



活動時間 7:30～8:00（30分間）
計算方法 800円×1時間＝800円

1時間以内の活動はすべて1時間とみなします。

例- 2 18時20分に自宅を出て保育所へ迎えに行き、20時40分まで預かった。



活動時間 18:20～20:40（2時間20分）
計算方法 800円×1時間＋900円×1.5時間＝2,150円

30分を超え1時間までは1時間の報酬額で計算してください。

会員の心得

1. センターの活動の趣旨を理解し、決まりを守りましょう。
2. お互いのプライバシーは守りましょう。
3. 個人情報については慎重に取り扱い、他人に漏らしてはいけません。また、退会後も同様です。
4. 約束した時間は必ず守りましょう。（開始時間、終了時間）
5. 事前打ち合わせは、指定の用紙にそって必ず行い、同時に安全チェックリストにそって活動場所の安全を確認し、不備な箇所は対策を取りましょう。
6. 子どもは大人から預り、大人へ引き渡します。大人のいない家などに子どもを迎えに行ったり、送り届けることはできません。
7. 報酬の精算は、会員同士が直接出会う行ってください。報告書のサインや確認印は、報酬の精算時に行ってください。
8. 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
9. 子どもを預ける責任、預かる責任をもって相互援助を行いましょう。

依頼会員へ

- ◆ 事前に依頼した援助内容以外の活動は頼まないようにしてください。
- ◆ 活動の報酬は速やかに協力会員に渡してください。

協力会員へ

- ◆ 安全で円滑な活動を行えるよう講習会に参加しましょう。
- ◆ 活動の際には必ず会員証を携帯してください。
- ◆ 子どもの送迎などの際、自家用車等を使用する場合は交通ルールの遵守の徹底をお願いします。
- ◆ 活動終了後は活動報告書を作成し、翌月4日までにセンターに提出してください。活動報告書の提出のないものについては補償保険は適用されません。

援助が必要になったら

1. センターにて入会説明・会員登録をします。
2. アドバイザーは協力会員をさがします。
3. アドバイザーは協力会員を依頼会員に紹介します。
4. 依頼会員は協力会員と時間・場所・子どもの様子など事前打ち合わせをし、依頼があればセンターに連絡を入れ、協力会員に子どもを預けます。
5. 協力会員は、援助活動が終わったら活動報告書を書き、依頼会員より規定の利用料および実費を受け取り、領収印を押します。

依頼会員は規定の利用料および実費を協力会員へ支払い、活動報告書にサインをします。
6. 協力会員は、センター指定日までに活動報告書をセンターに提出します。
7. 依頼は、1か月前から予約できます。（留守番電話、FAX、メールでも予約できます）

●突発的な援助依頼の場合は、事前打ち合わせが済んでいれば、協力会員に問い合わせしていただく活動可能です。ただし、その場合はセンターの留守番電話又は、FAX、メールに依頼内容を入れてください。事前に連絡のない場合は補償保険は適用されません。

退会について

- ◇ 「退会届」に必要な事項を記入し、会員証とともにセンターに提出してください。